平成２８年（フ）第９３０号
名古屋市港区辰巳町17番３号　ＵＡＣＪ第四辰巳荘301号
債務者　朝永　　浩
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久志本修一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３７２号
愛知県みよし市三好町東荒田48番地１
債務者　鈴木　計夫
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　　聡
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月15日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６１号
北海道宗谷郡猿払村浅茅野336番地57
債務者　水口　孝一
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１６２号
北海道名寄市西７条北８丁目13番地116
債務者　菊池　信雄（旧姓水口）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大箸　信之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成28年12月５日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７６３号
横浜市青葉区青葉台１丁目10番地１　青葉台団地３号棟717号室、旧住所川崎市宮前区鷺沼２丁目８番地11
債務者　香月　義夫
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　圭輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４８号
三重県志摩市阿児町甲賀2672番地
債務者　大西　正和
1　決定年月日時　平成28年９月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北薗　　太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１１号
秋田県大仙市北楢岡字北楢岡155番地３、前住所秋田県大仙市大曲丸の内町３番35号　ヤハタアパート７号室
債務者　田村　久信
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１４２号
茨城県土浦市荒川沖西１丁目12番５号　シャンボールＳ103、前住所茨城県稲敷郡阿見町南平台１丁目６番地９
債務者　物江　義廣
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５７号
茨城県鹿嶋市大字宮津台151番地57（エレガンテＭ・Ⅱ202）
債務者　松崎千恵美（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第６３号
群馬県桐生市相生町２丁目1033番地の２　堀江一戸建
債務者　和田　清人（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２８年（フ）第６４４号
千葉市緑区越智町770番地80
債務者　佐藤　君男
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６４５号
千葉県千葉市緑区越智町770番地80
債務者　佐藤ヒロ子
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７２７号
千葉市美浜区幸町２丁目11番27棟102号
債務者　白土　雅男
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７２８号
千葉市中央区村田町486番地
債務者　加瀬千由樹
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７３１号
千葉県市川市宮久保６丁目14番26号
債務者　菊地　　薫
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７３８号
千葉市若葉区桜木北２丁目４番22号　アイパレス都賀202号
債務者　佐々木伸一
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７５３号
千葉県船橋市芝山１丁目40番８棟408号
債務者　相馬　英樹
1　決定年月日時　平成28年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係